

# 山口県報

平成27年  
10月13日  
(火曜日)

## 目 次

○条例  
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例  
山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県条例第四十五号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県海岸漂着物地域対策推進基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県条例第四十六号

山口県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

山口県迷惑行為防止条例（平成十二年山口県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを削り、同条第一項及び第二項中「第三条又は」を削り、同条を第七条とし、第五条の次に次の見出し及び一条を加える。  
(罰則)

第六条 第三条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として第三条の規定に違反する行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。